

令和4年度

学校防災マニュアル

～安心・安全な学校づくりのために～



和光市立広沢小学校

急がず、慌てず、広い心でさわやかに



目 次

1	学校防災組織の編成	1
(1)	学校災害対策本部の設置	1
(2)	学校災害対策本部の組織編成	1
(3)	各組織の活動内容	2
(4)	各組織での活動上の留意点	3
(5)	緊急時職員参集名簿	3
2	日常の防災体制	4
(1)	施設設備の安全点検	4
(2)	避難訓練の実施	5
(3)	教職員研修・訓練の実施	5
(4)	非常用備品保管場所	5
3	地震発生時の対応	6
(1)	児童生徒在校時の災害対応基準	6
(2)	夜間、休日等の職員の参集体制基準	6
(3)	非常時第一次参集者について	6
(4)	地震発生時の基本的な対応	7
(5)	「学童クラブ」「子ども教室」「わこっこクラブ」との連携協力	8
4	避難所の開設支援	9
(1)	和光市の緊急初動要員	9
(2)	避難所の開設について	9
(3)	教育活動の再開について	10
5	竜巻発生時の対応	11
(1)	事前の備え	11
(2)	竜巻発生時における各場面別の対応	12
6	全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達情報への対応	13

1 学校防災組織の編成

(1) 学校災害対策本部の設置

地震発生時における震度が次の場合、所要の職員をもって対処する。

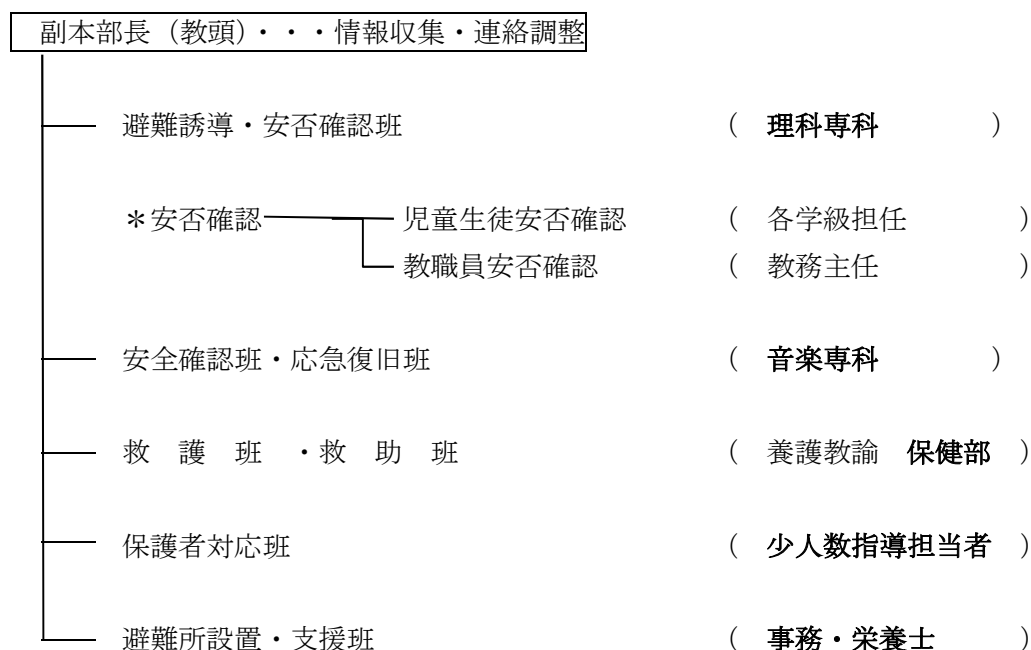
震度 4 まで	→ 待機体制とし、その後の情報収集に努める。
震度 5 弱	→ 初動体制とし、学校災害対策本部を設置して関連する部署の職員で対応する。
震度 6 弱	→ 緊急体制とし、学校災害対策本部を設置して全職員で対応する。

学校は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合および大きな災害が発生した場合、直ちに学校災害対策本部を設置し初期対応を実施する。そのためには、教職員全員が勤務校の学校災害対策本部体制を十分に理解し、組織的対応が図られるよう事前の準備が重要である。

なお、「東海地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置しあらかじめ定めた班編成に基づき地震防災応急活動を行う。この際職員の参集状況によりあらかじめ定めた班編成を基本としつつ弾力的な人事配置を行う。

(2) 学校災害対策本部の組織編成 (例)

本部長 (校長) (学校災害対策本部設置場所: **1 階相談室**)



◎非常時第一次参集者

校長、教頭、教務主任、15分内参集可能職員 (杉原・上西・林)

(3) 各組織の活動内容

役割分担	担当者	主な活動内容	事前の準備
本部長 副本部長 総括	本部長： 校長 副本部長： 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の災害状況の把握 ・対策の決定、指示、記録 ・児童生徒、教職員の安全確保 ・各班との連絡調整 ・非常時持ち出し書類の搬出 ・和光市教委（和光市災害対策本部）との連絡調整、必要物資の要求 ・地域防災拠点としての運営支援 ・災害対策本部用日誌への記録 ・メディア等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施、日常の確認・点検 ・持ち出し書類、物品の確認 ・校内略地図（電源・電気、水道、ガス等の配線） ・メディア等対応準備 ・災害対策本部用日誌 ・主要避難所運営連絡会への参加
避難誘導・ 安否確認班	班長： 理科専科 班員： 1・2年担任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保 ・負傷者の有無の確認 ・一次避難場所への避難誘導・整列指示 ・児童生徒・教職員の安否確認 ・留め置いた児童生徒への指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の避難経路確認、指示 ・避難経路図作成 ・校内避難経路矢印表示 ・確認名簿
安全確認・ 応急復旧班	班長： 音楽専科 班員： 3・4年担任	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の構造的な被害状況の把握 ・火災があった場合の初期消火 ・校内被害状況点検・整備 ・二次災害危険防止の措置 ・二次避難場所への経路確認・確保 ・危険個所の処理、立ち入り禁止表示 ・授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な安全点検の実施 ・消火用具の準備・管理 ・二次避難場所対策 ・復旧に必要な機材等の確保・管理 ・校内略地図 ・被害調査票
救助班	班長： 養護教諭 班員：	<ul style="list-style-type: none"> ・数チーム編成による活動 ・負傷者の救助 ・行方不明者の搜索 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内略地図 ・軍手・ヘルメット・マスク ・救出用用具
救護班	保健部 ※学級担任より優先	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当、手当の記録 ・医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当用備品確保・管理 ・記録用紙 ・医療的な支援が必要な児童生徒への対応
保護者 対応班	班長： 少人数指導担当者 班員： 5・6年担任	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し場所の確認・指定 ・引き渡しカードによる身元確認の後、保護者・代理人への引き渡し ・保護者への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しカードの作成、回収、確認 ・確認名簿 ・引き渡し配置図
避難所設置 ・支援班	班長： 事務(栄養士) 班員： 特支学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所緊急初動要員との連絡、調整 ・立ち入り禁止区域の設定・表示 ・受け入れ場所の開放・表示 ・避難所管理班員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿用紙 ・表示関係 ・校内配置図 ・市、自治会との事前確認

(4) 各組織での活動上の留意点

事前の指導において、各班がどの班と連携を図る必要があるのかを図上訓練等で確認しておき、震災発生時には、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。

また、活動の内容は適宜本部長に報告し、指示を受ける。

(5) 緊急時職員参集名簿 (令和4年度版)

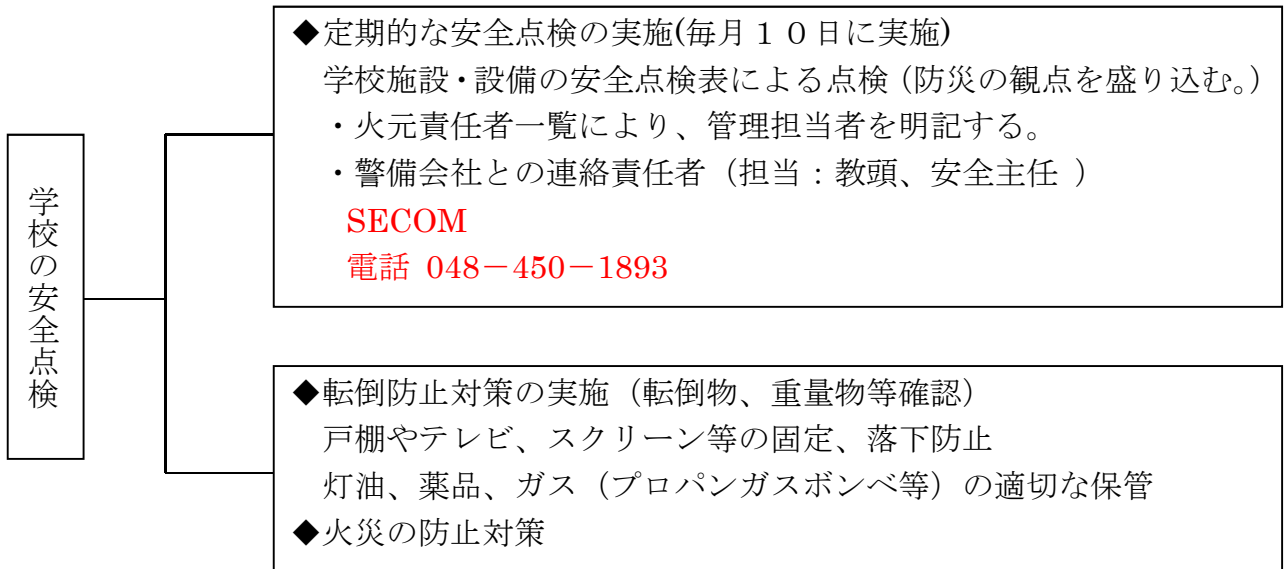
	氏名		通勤手段	所要時間(分)	参集順位
1	校長	辻 英一	自転車	19分	1
2	教頭	新村 宏子	電車・自転車	40分	
3	教務主任	丸山 陽平	バイク	35分	
4	4年1組	杉原 優華	自転車	8分	
5	県費事務	船戸 麻紀	自転車	8分	
6	音楽専科	市川 春香	自転車	10分	
7	養護教諭	林 まゆみ	車	15分	
8	6年1組	上西 花衣	車	15分	
9	3年1組	山森 謙治	自転車	19分	
10	みどり2	久我 敬史	車	22分	
11	3年3組	小林 莉沙	車	25分	
12	6年2組	久松 航平	車	25分	
13	1年2組	曾布川 琉行	自転車	30分	
14	2年1組	齋藤 拓紀	車	30分	
15	2年2組	植田 雄也	車	30分	
16	4年3組	宮下 健太郎	車	30分	
17	みどり3	小野 真希	自転車・電車	32分	3
18	1年1組	並木 由里	車	35分	
19	みどり1	小野寺 史勤	車	40分	
20	2年3組	池田 有里	電車	41分	
21	5年2組	永井 ほのか	自転車・電車	42分	
22	5年1組	横山 雄貴	車	45分	
23	少人数指導	黒田 あい	電車	46分	
24	3年2組	富塚 ひな	電車	50分	
25	少人数指導	菅井 麗子	電車	58分	
26	4年2組	土肥 治武	車	60分	

2 日常の防災体制

(1) 施設設備の安全点検

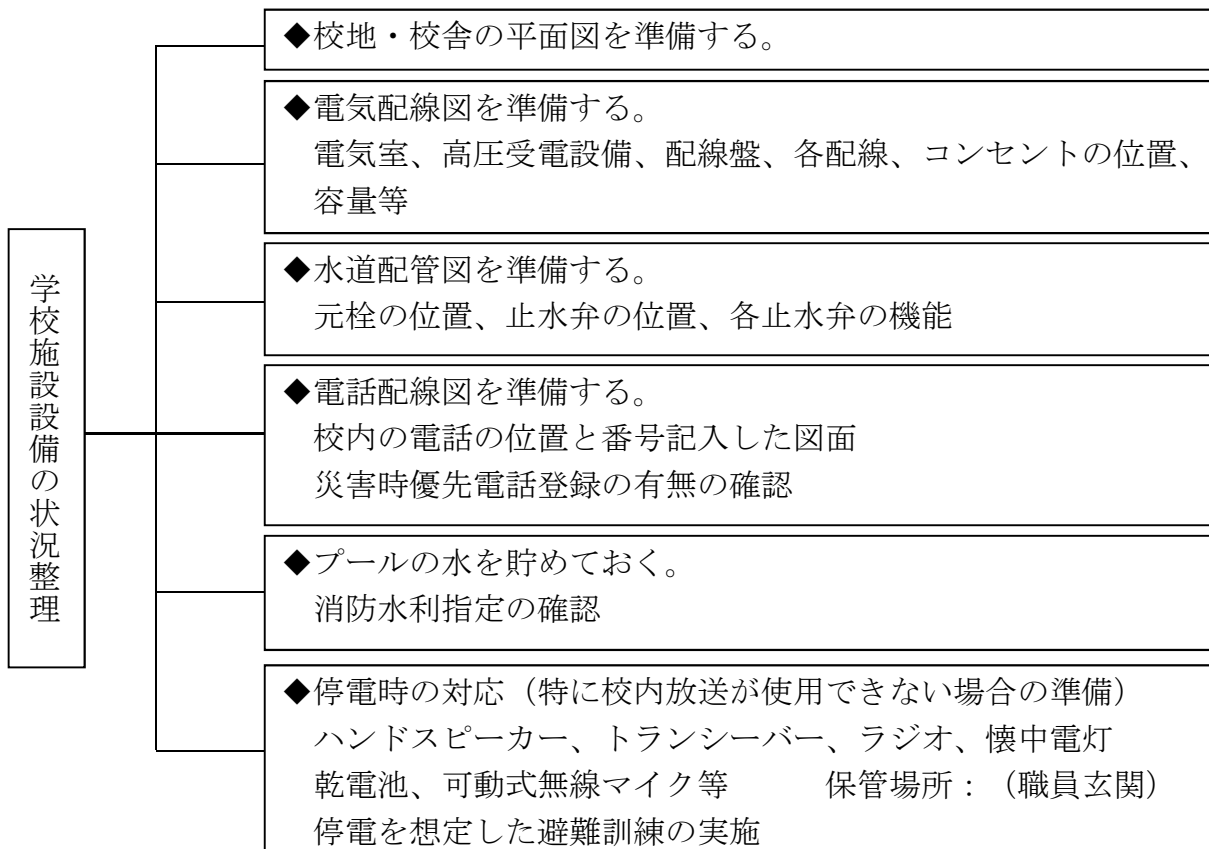
ア 安全点検の実施

通常行っている安全点検に防災の観点を盛り込む。



イ 施設設備の状況整理

責任者や主任だけでなく、全教職員が把握できるようにする。



(2) 避難訓練の実施

日時	訓練内容
4月	火災を想定した避難訓練
8月	市内一斉引き渡し訓練
10月	不審者対応避難訓練
2月	地震を想定した避難訓練
不定期	地震を想定した初期対応訓練（ミニ訓練）

(3) 教職員研修・訓練の実施

日時	訓練内容
4月5月	防災マニュアルの周知と地震等の災害対応（職員会議内）
4月	第1回避難訓練
6月	地域防災訓練（避難所の開設協力）
8月	児童生徒の安全確保と安否確認（職員会議）
8月	市内一斉引渡し訓練
10月	不審者への対応（職員会議）
10月	第3回避難訓練（不審者対応）
2月	第4回避難訓練

(4) 非常用備品保管場所

備品	保管場所	備品	保管場所
水	業務員控室	救急医薬品	職員室・保健室
非常食	同上	工具セット	職員室・三角倉庫
災害時携帯電話	校長室	シャベル等の道具	三角倉庫
懐中電灯	職員室	毛布等	業務員控室
電池	職員室・三角倉庫	七輪	焼き物小屋
ハンドスピーカー	職員室		

3 地震発生時の対応

(1) 児童生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	児童の動き
震度 5 弱 以上の揺れが、和光市で観測された場合	学校災害対策本部の設置 * 本部長は校長 副本部長は教頭 ◆ 授業継続または、打ち切りの判断（原則打ち切り） ◆ 関係機関への状況報告	◇ 児童への避難指示 ◇ 震災の情報収集 ◇ 交通機関運行状況の確認 ◇ 安全確認 ◇ 被害調査	☆ 指示をうけ、安全な場所へ避難 ☆ 保護者への引き渡しで下校 ※

※児童引き渡しに際して「子ども教室」「広沢学童クラブ」「学童クラブ」「わこっこクラブ」との連携を図る。

災害の程度	管理職	教職員	児童の動き
東海地震警戒宣言の発令	◇ 全ての授業または、学校行事を直ちに打ち切る。 ◇ 警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ◇ 地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		☆ 保護者への引き渡しで下校

(2) 夜間、休日等の職員の参集体制基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
震度 6 弱 以上の揺れが、和光市で観測された場合	学校災害対策本部の本部長（校長）および副本部長（教頭）は学校へ参集	家族の安全を確認した後、学校に参集する。	☆ 児童生徒の安否確認 ☆ 施設の安全確認 ☆ 応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	児童の動き
東海地震警戒宣言の発令	◇ 警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ◇ 地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		☆ 宣言が解除されるまで休業

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(3) 非常時第一次参集者について

徒歩で参集できる職員のうち2名を非常時第一次参集者として校長が指名する。指定された職員は家族の安全を確認した後直ちに学校へ参集し、管理職到着までの間、市の緊急初動要員と連携して体育館を開放するとともに、学校の立ち入り禁止施設を守る。市の初動要員よりも早く学校に到着した場合は、市職員に代わって体育館の危険度判定を行い、市の災害対策本部に連絡をする。

非常時第一次参集者	杉原 優華	上西 花衣	林 まゆみ
------------------	-------	-------	-------

(4) 地震発生時の基本的な対応

安全確保

教職員

☆落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する

★★的確な指示 ⇒ 「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚をもつ」★★

☆使用している火器の消火、出口の確保をする。

児童生徒

【教室】

机の下にもぐり、落下物から身を守る。

あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。

【廊下・階段】

できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

【体育館】

中央部に集まり、頭部を保護し姿勢を低くする。

【校庭】

校庭中央に集まり、校舎から離れて避難する

*教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（管理職）

☆あらかじめ状況を想定した避難場所に基づいて、全校へ避難指示をする。

（校内放送・ハンドスピーカー）

教職員

「**お**さない **か**けない **し**ゃべらない **も**どらない」

- 児童生徒の状況を速やかに掌握する。
- 出席簿等を携行し避難誘導を開始する。
- 落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
- 児童の不安を緩和する。
- 援助を要する児童への対応には十分配慮する。
- 負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。
- 校内にいる人員を把握する。
- 状況により第二次避難の準備をする。

安否確認

教職員（避難誘導・安否確認班）

- 人数と安否確認をし、本部に報告する
*あらかじめ決めておいた隊形に整列させる
- 負傷者の確認と応急手当を行う
- 病院等の医療機関と連携を図る
- 児童生徒の不安を緩和する。

学校災害対策
本部設置

本部長・副本部長・関係教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 避難所を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況
把握

教職員（安全確認・応急復旧班）

- 施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- 安全確認、危険個所の立ち入り禁止措置等を行う。（張り紙、ロープ）

情報の収集
伝達

総括（管理職）

- 被害状況の調査結果を市教委に報告する。
- 校区内の被災状況の確認に努める。（自治会との連携）

状況に応じた児童の保護者への
引き渡し

教職員（保護者対応班）

- 保護者へ連絡をする。 ※災害用伝言ダイヤルの活用を基本とする。
（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく） *震度6弱以上は学校に留め置く

例「震度5弱以上の地震が発生した場合、児童は学校に保護しているの
で、保護者の方は道路等の安全を確認した後、迎えをお願いします。ま
た、その際には災害用伝言ダイヤルも活用して情報提供を行います。」

- 引き渡しカードにより児童を保護者に引き渡す。保護者と連絡がとれない
児童は、学校で待機させる。 ※非常時第一次、第二次、最終帰宅者の記載
<留め置いた児童への対応> （避難誘導・安否確認班）
名簿と確認して、児童生徒の待機場所を把握する。
- 引き渡しに際して「学童クラブ」「子ども教室」「わこっこクラブ」との連携を
図る。

火元の
確認

教職員（安全確認・応急復旧班）

- 出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。
- 薬品類は発火の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護

教職員（救護班）

- 応急手当を行い、記録を残しておく。
- 医療機関と連携をして、重傷者の搬送等を行う。

災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

地震など大災害発生後に、安否確認などの対応としてNTTが設置する「声の伝言板」（伝言メール）である。このシステムを使えば、学校が「171」を利用して学校や子どもたちの状況を伝言で録音し、その録音した伝言を保護者は電話で聞き、子どもの安否確認をすることができる。

学校が「171」に録音をした伝言を保護者が聞く場合：

「171」にダイヤル⇒ガイダンスが流れる⇒「2」をプッシュ⇒学校の電話番号を市外局番からダイヤル。

(5) 「学童クラブ」「子ども教室」「わこっこクラブ」との連携協力

- ①課業日並びに長期休業中において、災害が発生した場合並びに災害の恐れがある場合には、「学童クラブ」「子ども教室」「わこっこクラブ」にいる児童を学校内の安全な場所に避難させる等、学校と「学童クラブ」「子ども教室」「わこっこクラブ」が連携・協力して児童の安全を図る。
- ②学校が保護者への引渡しを実施する場合には、「学童クラブ」「子ども教室」の対象児童についても他の児童と同様に保護者に引き渡す。その際、学校と「学童クラブ」職員、「子ども教室」「わこっこクラブ」のコーディネーター等が協力して引き渡す。
- ③地震以外の災害の対応についても、同様とする。

4 避難所の開設支援

(1) 和光市の緊急初動要員 (R 3～)

田中さん	松田さん	後藤さん
------	------	------

(2) 避難所の開設について (例)

- ①和光市の緊急初動要員と連絡、調整を図りながら、避難所開設に協力する。
- ②第1次開放場所は体育館、保健室、他6部屋(研修室、多目的室、図工室、家庭科室、理科室、音楽室)とする。
- ③状況に応じて開放する場所は、以下のとおりとする。
 - 第2次開放場所：その他特別教室
 - 第3次開放場所：普通教室ただし、第1次開放時から、校舎1階トイレは使用可とする。

「発熱等の症状のある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者のための開放場所は業務員室とする。使用するトイレは業務員室トイレとする。」 ※業務員室、業務員室トイレは専用スペース

- ④校長室、職員室、給食室、物資保管場所は立ち入り禁止区域とし、避難所として使用しない。
(立ち入り禁止区域としてドア等に掲示する。)
- ⑤児童生徒が在校時は、一般避難者と分ける。
- ⑥主要避難所運営連絡会は会議室に設ける。
- ⑦救護所として保健室を使用する。
- ⑧救急対応者が多数の場合は、1F絵本ワールドを救護所として使用する。
- ⑨授乳場所として図工室を使用する。
- ⑩炊き出しは家庭科室で行う。
- ⑪教育活動再開に向けて、開放場所は第4次開放場所から順次閉じ、教室の整備を開始する。
- ⑫物資受け入れ場所が必要な場合は、体育館ステージを使用する。
- ⑬避難所開設が長期化する場合は、職員のローテーションを決定し、対応に当たる。

- ⑭ペット飼育場所は中庭に設営し、校庭に駐車場スペースを開設する。
- ⑮機械警備の解除設定等について ※職員玄関に非常用保管の鍵（保健室）を置く。

(3) 教育活動の再開について (例)

①教職員、児童生徒の状況確認

電話、電子メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。また、安否確認の日を表示したり集合させて直接確認したりして、その他の者の聞き取りを行う。

<具体的な確認内容等>※一覧表に整理しておく。

- ・本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明） ・住居の被害状況（全壊・半壊）
- ・避難場所 ・連絡方法 ・出勤（登校）の可否（できない理由）
- ・学用品や教科書の状況

②施設・設備等の状況確認

- ・校舎等の安全と教室確保 ・ライフライン、トイレの確認
- ・通学路等学校近隣の安全確認 ・校舎等の安全判定調査及び応急処置

③教材等の確保

不足が少数の場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。

④学事関係事務、教務関係事務

和光市教育委員会と連絡、調整を行って進める。

⑤児童生徒・教職員への教育再開計画の周知

災害発生後3日を経過したら、準備を始める。ただし、被害の程度や避難所開設の状況に合わせて、準備を始める時期は判断する。校長は、災害対策本部の組織を再編し、再開に向けた準備に必要な委員会及び内容別の小委員会を組織し、人員配置を行う。

ア 職務内容

- ・教職員、児童生徒の状況確認 ・学校施設の状況確認 ・教育再開計画作成
- ・救護、心のケア ・避難者・住民との折衝 ・広報・周知
- ・教育委員会等関係機関との調整・協議

イ 教育再開計画の手順

教職員や児童生徒、学校施設の状況を調査し、和光市教育委員会と登校日を調整する。登校状況を見て授業再開に向けた準備を進め、教育再開計画を立てる。

ウ 教育再開計画の周知

- ・各避難場所等に掲示（貼紙等） ・テレビやラジオ等のマスコミ ・メール配信

5 竜巻発生時の対応

(1) 事前の備え

積乱雲に伴う激しい現象は、短い時間で局地的に大きな被害をもたらすのが特徴である。また、最新の科学技術をもってしても、発生する場所や時刻を特定して予測するのは困難な現象であり、落雷や竜巻などの突風、急な大雨の危険性を認識し、安全を第一に考えた対応が必要である。屋外での学校行事をはじめとする教育活動においては、こまめに気象情報をチェックするとともに、天気急変などの場合には迷うことなく計画の変更・中断・中止等の措置を講ずることによって、児童生徒の安全を確保すること最優先にする。

①気象情報の確認（天気予報と雷注意報の確認）

気象庁では、毎日5時、11時、17時に天気予報を発表している。また、雷の危険がある場合には雷注意報を随時発表する。屋外での学校行事が予定されている場合には、事前にテレビやラジオ、インターネット等で天気予報と雷注意報を必ず確認する。その際、「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」などの表現が使われていたら、積乱雲が発達しやすい気象状況であると認識し、天気の急変に備えた対応を行えるよう準備する。

②積乱雲が近づく兆しを見逃さない。

屋外では、気象情報をこまめに確認しつつ、周囲の変化に常に注意を払い、積乱雲が近づく兆しを見逃さない。

<竜巻が発生するような発達した積乱雲が近づく兆し（サイン）>

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

③危険な場所から離れ、安全な場所に避難する。

屋外で積乱雲が近づく兆しを察知したら、できるだけ速やかに児童生徒を丈夫な建物に待避させるなどの措置を講じる。発達した積乱雲による激しい現象は、短時間（30分～1時間程度）で弱まる場合が多いため、最新の気象情報を入手し、状況を確認しながら安全な場所で積乱雲が過ぎ去るのを待つ。

<竜巻が近づく際の特徴>

- ・雲の底から地上に伸びる”ろうと”状の雲が見られる
- ・飛散物が筒状に舞い上がる
- ・ゴーというジェット機のようなごう音がする
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる等

(2) 竜巻発生時における各場面別の対応

対 応 場 面	【 留 意 点 】
①児童生徒在校時	<p>竜巻は発生予測が難しいとともに移動速度が速い。各学校においては、事前に発生が予想され接近してきた場合と、直ちに避難行動をとらなければならない場合の対応について、全教職員が共通理解を図り、発生時には共通行動をとり児童生徒の安全を確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎外 校舎内、教室に移動する。 ・教室内 窓やカーテンを閉める。 机を中央に寄せ、机の下にもぐる。 防災頭巾（ない場合は手で）頭と首を守る。 ・特別教室 火気の使用をすぐやめる。 室内のできるだけ安全な場所へ避難する。 机の下等にもぐる。
②児童生徒登下校時	<p>気象状況が極度に不安定な場合（災害が予測される場合または発生している状況下）は、原則として天候の回復を待つ。</p> <p>登下校の途中で竜巻が発生し、児童生徒が判断し適切な避難行動を取ることができるよう事前に指導しておく必要がある。（具体的な避難行動、避難に最適な場所の選定、通学途中にある避難場所等の確認）</p> <p>登下校時は、外出時の対応と同様の場面が想定されることから、気象状況の把握の仕方、気象情報の収集の仕方を含め、外出時での自分の身の守り方についても指導する必要がある。</p>
③校外行事	<p>校外行事実施にあたっては、想定される災害及び現地と学校との連絡体制について事前に対応策を講じておく必要がある。</p>
④在宅時	<p>児童生徒や家庭に対して、在宅時において竜巻から身を守る対応策の提供及び発生時の学校と家庭との連携について対策を講じる必要がある。</p>

H29.10.4 Jアラートに関する項目を以下に追加

6 全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達情報への対応（新設）

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、緊急地震速報や気象等の特別警報、その他の国民保護情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から受け、和光市防災行政無線等を使って情報伝達するシステムです。

(1) 主な情報の種別

1 緊急地震速報	2 気象等の特別警報	3 弾道ミサイル情報
4 大規模テロ情報	5 その他の国民保護	6 東海地震予知情報

(2) 国民保護情報伝達時の対応基準

①児童生徒在校時

管理職	教職員	児童・生徒
学校災害対策本部の設置 ＊本部長は校長 副本部長は教頭 ◆授業継続または、打ち切りの判断 ◆関係機関への状況報告	◇児童への身を守る行動指示 ◇安全確認 ◇児童への避難指示 ◇被害調査 ◇伝達事象の情報収集 ◇交通機関運行状況の確認	☆即時に身を守る行動をする。 ☆指示をうけ、安全な場所へ避難、勝手な行動をとらない。 ☆安全確認ができるまで原則学校で保護。

②夜間、休日等の職員の参集体制基準

	管理職・教職員
学区域に大きな被害が発生していない場合	自宅待機
学区域に大きな被害が発生している場合	震度6弱以上の揺れが、和光市で観測された場合の対応に準じて対応する。

(3) 安全確保のための初期避難行動

屋外にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> 校庭であれば、速やかに校舎内に待避し、姿勢を低くして頭部を保護する。 学校以外の場合、近くの建物や地下に避難する。 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合	【学校】	(教室) <ul style="list-style-type: none"> 窓やカーテンを閉める。机を中央に寄せ、窓際から離れる。 机の下にもぐり、頭部を保護する。 (廊下・階段) <ul style="list-style-type: none"> 窓際から離れ、姿勢を低くして頭部を保護する。 (体育館) <ul style="list-style-type: none"> 中央部に集まり、姿勢を低くして頭部を保護する。
	【自宅や学校以外の建物】	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。 姿勢を低くして頭部を保護する。